

本件は、国土交通省、神奈川県と同時発表しています。

平成 16 年 3 月 30 日
都 市 計 画 局

町田・相模原業務核都市基本構想について

東京都と神奈川県は、多極分散型国土形成促進法に基づき、「町田・相模原業務核都市基本構想」を作成し、本日、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣)の同意を得ましたので、お知らせします。

目 的

町田市及び相模原市は、両市合わせて約 100 万の人口を抱え、東京都心部及び周辺業務核都市への広域交通の利便性に優れている一方、東京圏西部一帯に広がる広域的な緑地空間や水源等、自然環境にも恵まれている。

また、市民同士のつながりも深く、行政面でも種々の交流がなされており、両市を一体としてとらえ、整備をすすめることにより、単独では持ち得ないポテンシャルの発揮が期待できる。

こうしたことから、多極分散型国土形成促進法による支援措置等の活用などにより、国、都県市で連携しつつ、基本構想の実現に向けた、業務等諸機能の立地促進を図っていく。

経 緯

平成 11 年 3 月	「第 5 次首都圏基本計画」策定 町田・相模原広域連携拠点が位置付けられ、業務核都市として整備を進めることとされた。
平成 12 年度	「町田・相模原業務核都市基礎調査」実施
平成 13 年度 ～ 14 年度	「業務核都市の整備に関する予備調査(町田・相模原業務核都市)」実施
平成 15 年 10 月	「町田・相模原業務核都市基本構想(素案)」の公表と意見募集
平成 15 年 12 月	意見募集結果の公表
平成 16 年 2 月	「町田・相模原業務核都市基本構想」を国に同意申請

その他

- ・基本構想(素案)に対する都民・県民の皆様からのご意見も参考として策定した。
- ・今後、東京都公報にて告示する予定。

〔参 考〕業務核都市とは

- ・多極分散型国土形成促進法により位置付けられているもので、都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、業務機能をはじめとする諸機能の適正な配置先の受け皿となるべき都市。
- ・基本構想に位置付けられた一定の中核的施設について、税制・資金調達上の優遇措置が受けられる。
- ・これまで、15 箇所が業務核都市に位置付けられており、うち基本構想が策定されているのは、今回を含めて 11 箇所である。